裁 決 書

事 件 番 号 令和 5 年度財第 6 号 裁 決 日 令和 6 年 3 月 19 日

審査請求人 ○○○○ 処 分 庁 大阪市長

審査請求人 〇〇〇〇が令和5年7月5日に提起した処分庁大阪市長(以下「処分庁」という。)による地方税法(以下「法」という。)第24条第1項第1号及び第294条第1項第1号に基づく令和5年度市民税及び府民税賦課決定処分(以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求を棄却します。

第1 事案の概要

本件は、処分庁が審査請求人に対して、令和5年6月1日付けで行った本件処分に対し、 審査請求人が均等割の決定額の見直しを求めた事案です。

第2 事実関係

- 1 関係法令等の定め (本件処分に係る根拠法令等)
 - (1) 個人の市民税及び府民税(以下「市・府民税」という。)の賦課決定 市町村内に住所を有する個人の市・府民税は、均等割額及び所得割額の合算額により 課する(法第24条第1項、法第294条第1項、大阪府税条例第18条第1項、大阪市市税 条例第17条第1項)。
 - (2) 個人の市・府民税の均等割の税率

個人の市・府民税の均等割は、令和5年度課税分においては、市民税が3,500円(法 第310条、大阪市市税条例第22条、同条例附則第46条、東日本大震災からの復興に関し 地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律第2条第2項)、府民税が1,800円(法第38条、大阪府税条例第23条、同条例附則第5条の2、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律第2条第1項、大阪府森林及び都市の緑の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る個人の府民税の税率の特例に関する条例第2条)と定められている。

(3) 個人の市・府民税の均等割の非課税

個人の市・府民税の前年の合計所得金額が政令で定める基準に従い市町村の条例で定める金額以下である場合は、均等割を課することができない(法第24条の5第3項、第295条第3項及び大阪市市税条例第19条)

2 処分の内容及び理由

処分庁は、審査請求人の給与支払者から提出された令和5年度分給与支払報告書並びに 審査請求人が税務署に提出した令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(以下「給与支払報告書等」という。)に基づき、令和5年6月1日付けで本件処分を行いました。

3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

令和5年7月5日、審査請求人は、行政不服審査法第2条に基づいて、令和5年6月1日付けで処分庁によって行われた本件処分に対する審査請求を行いました。

令和5年8月1日、審理員が指名されました。

令和5年8月30日、処分庁から弁明書が提出されました。

令和5年9月15日、審査請求人から反論書が提出されました。

令和5年11月21日、処分庁から回答書が提出されました。

令和6年1月12日、審理員から審理員意見書が提出されました。

令和6年1月24日、本市行政不服審査会(以下「審査会」という。)において審議が行われました。

令和6年1月26日、審査会から処分庁に資料要求が行われました。

令和6年1月31日、審査請求人から主張書面が提出されました。

令和6年2月7日、処分庁から資料が提出されました。

令和6年2月13日、審査会において審議が行われました。

令和6年2月19日、審査会から答申書が提出されました。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、本件処分について、所得割の課税がないのにもかかわらず、なぜ均等割が課税されるのかと主張して、本件処分の均等割の決定額の見直しを求めている。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 事実の経緯

処分庁は、審査請求人の給与支払者から提出された給与支払報告書及び審査請求人が 税務署に提出した令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書を基に、令和5年 度市・府民税の税額を決定し、令和5年6月1日付け令和5年度市民税・府民税 納税 通知書兼税額決定(充当)通知書により、審査請求人あて通知した。

(2) 法令上の取扱い

市・府民税については、法第24条第1項第1号及び第294条第1項第1号により、均等割額及び所得割額の合算額により課するものと定められている。

所得割額は、法第32条、第34条、第35条、第313条、第314条の2及び第314条の3により、前年の所得について算定した総所得金額等から各種所得控除額を控除の上、市・府民税それぞれの税率(市民税8% 府民税2%)を乗じて算出することとされており、前年の所得から算出した総所得金額等を各種所得控除額が上回る場合は課されない。

均等割額は、法第38条、第310条、大阪府税条例第23条、大阪市市税条例第22条等で 年税額(市民税3,500円、府民税1,800円)が定められており、法第24条の5第3項、第 295条第3項及び大阪市市税条例第19条により、前年の合計所得金額が政令で定める基 準に従い市町村の条例で定める金額以下である場合は課されない。

(3) 処分の判断

本件において、市・府民税の所得割額については、所得控除金額(〇〇〇〇円)が総 所得金額等(〇〇〇〇円)を上回るため課されず、均等割額については、合計所得金額 が条例で定める金額(〇〇〇〇円)以下ではないことから課されることとなり、審査請 求人の令和5年度市・府民税の年税額は5,300円となる。

したがって、本件処分には、違法又は不当な点はないと考える。

第4 論点整理

本件処分において、所得割は課税されていないが均等割が課税されている点について、 その適法性及び妥当性を判断する必要があります。

第5 裁決の理由

- 1 審査庁が認定した事実
- (1) 審査請求人の給与支払者が、審査請求人に係る令和5年度分給与支払報告書を提出していることを確認しました。

- (2) 審査請求人が、令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を税務署に提出していることを確認しました。
- (3) 処分庁は、審査請求人の所得控除金額(○○○○円)が総所得金額等(○○○○円) を上回ることから、本件処分においては所得割額を課していないことを確認しました。

2 論点に対する判断

市・府民税については、関係法令によって、均等割額及び所得割額の合算額により課するものと定められています。

所得割額は、前年の所得について算定した総所得金額等から各種所得控除額を控除の上、 市・府民税それぞれの税率を乗じて算出され、総所得金額等を所得控除額の合計が上回る 場合は課されません。

一方、均等割額は、年税額が定められ、前年の合計所得金額が条例で定める金額以下で ある場合は課されません。

審査請求人は、所得割の課税がないのに均等割が課税されることを不服としています。

この点、審査請求人の総所得金額等は所得控除額を下回ることから、所得割額は課されませんが、一方で、合計所得金額は大阪市市税条例第19条で定める市・府民税の非課税限度額を上回るため、均等割額は課されることとなり、本件処分は適法です。

その他、本件処分に不当な点は見当たりません。

したがいまして、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められません。

なお、審査請求人は、審査請求の理由として、減免に関する相談をした際の審査庁の対応への不満を述べていますが、これは本件処分の適法性や妥当性の判断に直接関わらない事項です。

また、審査会が行った資料要求に対して処分庁から提出された資料によると、処分庁が 審査請求人との通話で確認した内容などから、審査請求人が大阪市個人市民税減免取扱要 綱等に規定される失業者に該当しないとの処分庁の判断には相当の理由があると認められ ます。

さらに、審査請求人は、反論書や主張書面においても、条例等が行政法の諸原則に反していないか、行政の裁量権が法原則や社会通念に反していないか、生活困窮者をどう救済するかなどについて述べていますが、これらは本件処分の違法性又は不当性に関する具体的な主張ではなく、現行の法制度や行政の在り方などに関する抽象的な主張に過ぎないことから、本件審査請求の理由として採用することはできません。

第6 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行審法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決します。

令和6年3月19日

審査庁 大阪市長 横山 英幸